第六条第四号ロ中「前条第八号」を「前条第七号」に改め、同条第八号中「庶務」の下に「（独立行政法人評価分科会に係るものを除く。）」を加える。

第十四条に次の二号を加える。

三　恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

四　恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

第十七条第一項中「人事・恩給局及び」及び「それぞれ」を削る。

第十八条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

第一章第二節第三款第二目を次のように改める。

第二目　削除

第二十七条から第三十五条まで　削除

第三十六条中「八人」を「十人（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

第三十八条第三号中「情報システム」の下に「（他の行政情報システムの基盤となるものを除く。）」を加え、同条第四号及び第五号を削る。

第四十条中「二課並びに政策評価官一人」を「四課」に、「九人」を「七人」に、「行政相談課」を「企画課政策評価課行政相談課」に改める。

第四十一条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（企画課の所掌事務）

第四十一条の二　企画課は、行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

第四十三条を削り、第四十二条を第四十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（政策評価課の所掌事務）

第四十二条　政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

二　政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関すること。

三　政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務（独立行政法人評価分科会に係るものを除く。）に関すること。

第四十四条第一号中「行うこと」の下に「（政策評価課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号を削る。

第百二十条の見出しを「（統計企画管理官等）」に改め、同条第一項中「及び国際統計管理官一人」を「、国際統計管理官一人、恩給企画管理官一人、恩給審査官一人及び恩給業務管理官一人」に改め、同条に次の三項を加える。

5　恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給に関する事務の総括に関すること。

二　恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

三　恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

四　恩給の支給に要する資金の交付に関すること。

五　恩給に関する事務に係る会計に関すること。

六　恩給に関する異議申立て、審査請求及び訴訟に関すること。

七　恩給に関する相談に関すること。

八　恩給審査会の庶務に関すること。

6　恩給審査官は、政策統括官のつかさどる職務のうち恩給を受ける権利の裁定に関する事務（前項第六号から第八号まで並びに次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）を助ける。

7　恩給業務管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給証書の作成及び交付に関すること。

二　恩給の受給権調査に関すること。

三　恩給の支給に関すること（第五項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。）。

四　恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

五　恩給の統計に関すること。

六　恩給の原書の整理及び保管に関すること。

第百二十一条中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「恩給審査会政策評価・独立行政法人評価委員会」に改める。

第百二十二条を次のように改める。

（恩給審査会）

第百二十二条　恩給審査会は、恩給法（大正十二年法律第四十八号。恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩給に関する法令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項に定めるもののほか、恩給審査会に関し必要な事項については、恩給審査会令（平成二十一年政令第九十七号）の定めるところによる。

附則第三条及び第三条の二を削る。

附則第三条の三第二項を削り、同条を附則第三条とする。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（政策統括官の職務の特例）

第六条の二　政策統括官は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

二　国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関すること。

附則第八条から第十一条までを次のように改める。

（行政評価局行政相談課の所掌事務の特例）

第八条　行政評価局行政相談課は、第四十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

第九条から第十一条まで　削除

附則第十一条の二から第十一条の四までを削る。

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

（恩給企画管理官の職務の特例）

第二十条　恩給企画管理官は、第百二十条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員互助年金等に関する事務の総括に関すること。

二　国会議員互助年金等を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に関する企画及び立案に関すること。

三　国会議員互助年金等の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。